

◎新潟県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 島見新発田線
- 2 供用開始の区間
北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内2443番1から同郡同町大字大夫興野字金清水山2811番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年1月17日